

福島県漁業士会規約

(名称)

第1条 本会は、福島県漁業士会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、福島県いわき市平字梅本15番地 福島県水産事務所に置く。

(目的)

第3条 本会は、将来の沿岸漁業を担う優れた漁業後継者の育成指導と地域沿岸漁業の振興を図るために、「指導漁業士」「青年漁業士」及び「福島県漁業士認定事業実施要領に定める称号期間を満了（以下、認定期間満了）した指導漁業士、青年漁業士」の相互の連携強化、組織活動を促進することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、次に定める活動を行う。

- (1) 研修会の開催
- (2) 先進地視察の実施
- (3) 情報の交換
- (4) 出版物の配布
- (5) 講師派遣
- (6) 会員相互の親睦交流
- (7) その他漁業士会に必要な事項

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 福島県指導漁業士及び福島県青年漁業士
- (2) 認定期間満了後10カ年未満又は満70歳未満の指導漁業士、認定期間満了後10カ年未満の青年漁業士

(入会)

第6条 新たに福島県指導漁業士及び福島県青年漁業士になった者は、本会に入会できる。

(会費)

第7条 会員は、一人一年あたり10,000円の会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 認定期間満了後10カ年又は満70歳を超えた指導漁業士、認定期間満了後10カ年を超えた青年漁業士は、本会を退会したものとみなす。ただし、認定期間満了後

10カ年未満又は満70歳未満の指導漁業士、認定期間満了後10カ年未満の青年漁業士が退会の意思を示した場合は任意に退会することができる。

(役員)

第9条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 前項に定める役員は、総会において選任する。

(役員職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員補充のために就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第12条 本会の総会は、会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は次の事項について議決する。
 - (1) 規約の改正
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 事業実績及び決算報告
 - (4) 役員改選
 - (5) その他会員が必要と認めた事項

4 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

5 総会の決議は出席会員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。

6 緊急、かつ、やむを得ない場合は、会長は書面により賛否を求め、総会の議決に代えることができる。この場合において、書面により賛否を求めて処理した事項について、会長は会員にすみやかに報告しなければならない。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監事を除く。

- 2 役員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 役員会は、本会の運営に必要な事項を議決する。

(経費)

第15条 本会の予算は、会費、助成金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第17条 総会等の決定に基づき本会の事務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局長を福島県水産事務所漁業振興課長とし、会計を福島県水産事務所漁業振興課主任主査もしくは主査キャップとする。
- 3 事務局長は事務を総括して処理する。
- 4 その他会計に関する事項は、福島県漁業士会経理規程に定めるところによる。

(委任)

第18条 この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(附則)

この規約は平成元年7月21日から施行する。

- 平成4年7月9日一部改正
- 平成14年12月14日一部改正
- 平成15年8月23日一部改正
- 平成24年7月20日一部改正
- 平成31年3月8日一部改正

この規約の一部改正は平成31年4月1日から施行する。